

事業譲渡契約書

江東信用組合（以下「甲」という）及び暁信用組合（以下「乙」という）は、下記の通り事業譲渡契約を締結する。

第1条 （事業譲渡）

乙は、本契約書に定める条項に従い、平成14年8月12日（以下「事業譲渡日」という）をもって、乙の事業の全部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受ける（以下この事業譲渡を「本営業譲渡」という）。

ただし、事業譲渡日については、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ変更することができる。

第2条 （譲渡財産）

前条により乙が甲に譲渡すべき事業の範囲は、事業譲渡日現在における次の各号に定める乙の資産、負債（以下「譲渡財産」という）及びこれに付随する権利義務等におよぶものとする。

- ① 貸出金等与信資産のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの
なお、当該譲渡対象の確定にあたっては、善意かつ健全な債務者の保護の趣旨に反しないものとする
- ② 現金及び預け金のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの
- ③ 預金、定期積金債務
- ④ その他の資産及び負債のうち、甲乙協議のうえ譲渡の対象として確定したもの

第3条 （譲渡対価）

乙が甲に譲渡する本事業譲渡の対価は無償とする。

第4条 （引継・移転手続き）

1. 乙は、譲渡財産の明細を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産及び関係帳簿類を甲に引き渡す。
2. 前項の譲渡財産の引き渡しにつき、移転行為または対抗要件として登記、登録、承諾、通知等の諸手続きを要するものについては、甲乙が協力してこれを行う。

第5条 （調査）

1. 乙は、本契約書締結後、甲又は甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
2. 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議のうえ決定する。
3. 乙は、前条項に基づく調査につき可能な範囲で協力する。

第6条 （従業員の扱い）

1. 甲は、乙の従業員との雇用契約を承継しない。

2. 乙は、乙の全従業員について事業譲渡日までに発生する貸金・退職金債務その他乙との労働契約に基づき若しくはこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、甲は同債務を承継しないものとする。

第7条 （与信資産の劣化防止に対する協力）

甲及び乙は、乙の与信資産の劣化防止を含め円滑な事業譲渡を進めるため本契約締結後は誠実に協議し、相互に協力する。

第8条 （善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重大な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行する。

第9条 （法令上の手続き）

甲及び乙は、この契約の承認及び事業譲渡に必要な事項について、法令の定める手続きをとるものとする。

第10条 （費用負担）

本契約に基づき事業譲渡に関して生ずる費用の負担については、別途、甲乙協議の上決定する。

第11条 （解約条項）

甲及び乙は次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。

- (1) 甲が預金保険機構との間で預金保険法第 59 条に基づく資金援助に関する契約を締結できなかったとき
- (2) 事業譲渡日までに、本契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき

第12条 （規定外事項の協議）

本契約に定めのない事項若しくは本契約の解釈に関して疑義が生じた場合については、本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い甲乙協議のうえ決定する。

以上の合意を証するため本書面を作成し、甲乙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成 14 年 4 月 23 日

甲 東京都江東区住吉 2 丁目 6 番 8 号

江 東 信 用 組 合

理 事 長 網代 良太郎



乙 東京都中央区築地 5 丁目 2 番 1 号

曙 信 用 組 合

金融整理管財人 笹生 宏



金融整理管財人 近藤 早利

